

京都市契約事務規則の一部を改正する規則を公布する。

平成23年3月29日

京都市長 門川大作

京都市規則第14号

京都市契約事務規則の一部を改正する規則

京都市契約事務規則の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「及び京都市病院事業の業務に係る地方公営企業法施行令第21条の15」を削り、同条第2項中「つど」を「都度」に改める。

第26条第2項を削る。

第27条の2第1項各号列記以外の部分中「第26条第1項」を「第26条」に改め、同条第4項を削る。

第29条第1項中「及び京都市病院事業の業務に係る地方公営企業法施行令第21条の15」を削り、同条第2項中「つど」を「都度」に改める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(行財政局財政部契約課)